

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特定入所者介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第51条の3 「特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し」		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 「特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し」参照 ※別紙のとおり		
審査基準設定年月日	平成17年10月1日	審査基準最終変更年月日	平成30年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求のあった日の翌日から起算して90日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成17年10月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

(特定入所者介護サービス費の支給)

### 第五十一条の三

市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 指定介護福祉施設サービス
- 二 介護保健施設サービス
- 三 介護医療院サービス
- 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 五 短期入所生活介護
- 六 短期入所療養介護

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

- 一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額
  - 二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額
- 3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。
- 4 特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払うべき食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費として当該特定入所者

に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。

- 5 前項の規定による支払があったときは、特定入所者に対し特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。
- 7 市町村は、特定介護保険施設等から特定入所者介護サービス費の請求があったときは、第一項、第二項及び前項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 第四十一条第三項、第十項及び第十一項の規定は特定入所者介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護保険施設等について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護サービス費の支給及び特定介護保険施設等の特定入所者介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

老介発0713第1号  
平成27年7月13日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて

平成27年8月1日から、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係政省令の一部改正により、一定以上所得者の2割負担、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直しが施行される。

これら費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについては、これまでの全国介護保険担当課長会議、同会議資料に関するQ&A、政省令公布通知等により随時示してきたところであるが、今般、保険者における事務処理の参考に資するため、これまで示してきた内容のうち主なものを下記のとおりまとめたので、各都道府県におかれては、内容を御了知の上、管内保険者をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の負担限度額が変更されるため、その期間の高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 介護保険法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、サービスを受けた日の属する月の翌月初日から進行するものとして取り扱う。

## 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し

### I 支給要件

#### 第1 原則的な支給要件

##### (1) 配偶者の課税状況

従来、特定入所者介護（予防）サービス費（以下「補足給付」という。）は、市町村民税世帯非課税であることが原則的な支給要件とされていたが、これに加えて、同一世帯に属するかどうかを問わず、配偶者が市町村民税非課税であることが支給要件とされている。具体的には、全ての世帯員及び同一世帯に属しない配偶者のいずれもが、サービスを受けた日の属する年度（その日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）分の市町村民税が非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）であることが必要となる。

※ 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者も含む。(2) において同じ。

※ 離婚や婚姻の取消しが成立した場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外となるが、運用上、離婚の調停・訴訟や婚姻の取消訴訟等の手続を開始している場合であって、生活に係る配偶者からの援助が期待しがたいと認められるときは、勘案の対象外として差し支えない。(2) において同じ。この場合、調

定申立書の写しや訴状の写し等により事実関係を確認する。

※ ①配偶者が行方不明となった場合、②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合、③その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とする。その他これらに準ずる場合としては、配偶者が本人の財産を不当に処分するなど、いわゆる経済的虐待に該当する場合や、②とは逆に本人が配偶者に暴力を行っている場合が考えられるが、夫婦間には生活保持義務があると解されていることを踏まえた改正の趣旨を逸脱しない範囲において、個別具体的な事情に基づき判断する。（2）において同じ。なお、配偶者からの暴力や虐待があることを保険者が把握した場合には、福祉事務所や、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関との連携、情報提供に努めることが重要である。

## （2）預貯金等の状況

（1）とともに、本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額も支給要件に加えられ、その基準は、

- ① 配偶者がいない場合には、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下であること
  - ② 配偶者がある場合には、本人及び配偶者の預貯金等の合計額が2,000万円以下であること
- とされている。

合計すべき預貯金等の範囲は、現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産と定義されている。

	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の 口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に	○	購入先の銀行等の 口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）

把握できる貴金属		可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	金銭消費貸借契約書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	—

なお、運用上、負債(金銭の借り入れ、住宅ローン等)がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除する取扱いとする。

※ 支給要件の見直しについては、第二号被保険者も対象としている。

※ 要介護旧措置入所者については、見直しの対象外としている。

## 第2 課税層に対する特例減額措置

現行制度では、市町村民税が課税されていても、次の要件に該当する場合には、利用者負担第3段階の負担限度額を適用して補足給付を支給する仕組みとなっている。(課税層に対する特例減額措置)

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。②～⑤において同じ。)
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員について、サービスを受けた日の属する年の前年(その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)の「公的年金等の収入金額+合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)」を合計した額から、「一割の利用者負担+食費+居住費の年額見込み」を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員について、介護保険料を滞納していない

今回、配偶者が市町村民税課税であれば補足給付の対象外とすることに伴い、

特例減額措置もこれに対応する必要があるため、要件の見直しを行った。具体的には、

- ・ ①の要件について、配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯の構成員の数に1を加えた数が2以上であれば対象となり得るようにしつつ、
- ・ その場合には③～⑥の要件について、配偶者の所得（③）・預貯金等（④）・その他資産（⑤）・介護保険料滞納状況（⑥）も判定に含めるものである。

上記のとおり、居住用資産以外の資産の状況なども支給要件として勘案することとなっているために、保険者側で予め支給要件を満たすかどうかを確認することができず、被保険者からの申請が前提となるため、本措置の趣旨・内容を広く周知することが重要である。

## II 事務処理

補足給付の支給は、その属する世帯の状況と、本人、世帯員及び配偶者の所得・資産の状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

### 第1 定期的な判定

補足給付は市町村民税非課税が支給要件の一つとなっており、市町村民税課税の有無は、毎年度、前年中の所得に基づいて決定されることから、その決定時期を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に判定を行う。なお、転入者については転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者については現住所地である施設所在市町村に所得を照会することで対応する。

#### (1) 世帯状況・所得及び資産状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯状況・所得及び資産の状況を把握し、次の判定を行う。

##### ① 世帯の課税状況の判定

従来どおり、判定対象となる世帯が市町村民税世帯非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）かどうかを判定する。支給対象者の配偶者が同一世帯に属していなければ②の判定に、同一世帯に属していれば③の判定に移る。

##### ② 配偶者の課税状況の判定

配偶者が同一世帯に属していない場合には、別途配偶者の課税状況を把握する必要があることから、まずは介護保険負担限度額認定申請書において配偶者



の課税状況（市町村民税課税・非課税）の記入を求め、確認する。

この場合、配偶者が他市町村に居住している場合には、自市町村が保有する税情報では配偶者の課税状況を確認できないが、記入された内容が真性なものかどうか、必要に応じて確認する際には、次の方法で配偶者の課税状況を照会することが考えられる。

i) 配偶者の有無及び住所地の確認

介護保険負担限度額認定申請書における配偶者の有無欄、配偶者の氏名・住所等欄の記入内容により、配偶者が住所を有する市町村を把握する。

なお、配偶者が無いと記入された場合に、真に配偶者が無いかどうかを確認する必要があると判断したときは、本人の戸籍による確認が可能である。そのような場合には、本籍地に対して戸籍照会を行うことが考えられる。

本籍地の確認については、

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書に本籍地の記入欄を設ける
  - ・ 本籍地の記載された住民票の写しの添付を求める
  - ・ 改正後の介護保険法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定による支給要件の判定事務のため、介護保険法第203条のほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、住民票の写しの公用請求（※）を行い本人の本籍地を確認する
- といった方法が考えられ、こうして把握した本籍地に対して戸籍照会（※）を行う。

※ 住民基本台帳法第12条の2第1項（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）には、「法令で定める事務」の遂行のために必要がある場合には住民票の写し等の交付を請求することができると規定されている。また、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項（戸籍謄本等の交付の請求）には、「法令の定める事務」を遂行するために必要があるときは戸籍謄本等の請求ができると規定されている。この点、補足給付の支給要件を定める介護保険法施行規則第83条の5において、配偶者が非課税であることを要件に追加する改正を行っていることから、この改正後の規定に基づき行う支給要件の判定事務は、住民基本台帳法上の「法令で定める事務」又は戸籍法上の「法令の定める事務」に位置付けられる。

また、事実上の婚姻関係にある者も配偶者に含めることとしているが、その場合、事実上の婚姻関係を公的に証する書面はないため、本人の申告内容をもとに判断することとなる。（内縁関係者の続柄を届け出ている場合、住民基本台帳の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で確認できることもある。）

一方で、(1)配偶者が行方不明となった場合、(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合、(3)その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とするが、それぞれ次の方法で確認する。

- (1)…本人からの申出を基本とし、警察への行方不明者の届出の写しなど、事実を確認できる方法により把握。
- (2)…住民基本台帳の閲覧禁止措置が講じられていることなど、事実を確認できる方法により把握。
- (3)…本人からの申出を基本とし、例えば経済的虐待の場合は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関に確認するなど、個別の事情に応じた方法により把握。

## ii) 配偶者の課税状況の確認

i) により把握した配偶者が住所を有する市町村に対して、市町村民税課税状況を照会することで確認する。

## ③ 預貯金等の判定

本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、介護保険法施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求めるとする。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要な添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めるとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金の原因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。(直近2ヶ月以内に入出金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。)

※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定のため初回申請時には求める必要があるが、継続入所中の場合、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

※ 預金通帳の写し等の添付書類の準備に時間を要したがために申請期間に間に合わなかった場合など、負担限度額認定がサービス利用までに間に合わなかったことがやむを得ないと保険者が認める場合には、介護保険法施行規

則第83条の8に基づき遡って補足給付を支給することが可能である。

また、例えば申請者が独居で認知症などの場合であって、自ら預金通帳の写し等の用意ができない場合には、他の親族や施設職員による代行申請や、成年後見人による申請が基本となる。なお、認知症などにより自ら預貯金等の残高や通帳の所在を認識できず、親族等の助けも望めないと保険者が認めた場合には、預貯金等が基準に満たないものとして一旦支給決定をしても差し支えない。この場合、預貯金等が基準を上回ることが後日確認されたら、過誤調整により対応することとなるが、不正の意図がない場合には加算金の対象にはならないことに留意する。

保険者は預貯金等の額が真正なものか確認するため、必要に応じて、介護保険法第203条に基づき、金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことができる。

「金融機関本店等に対する一括照会の実施に係る照会先一覧について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に掲載された金融機関に対する照会は、本店等一括照会によることとしており、その詳細な実施方法は「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に定めているので、同通知及び事務連絡に従って運用する必要がある。なお、本店等一括照会の対象となっていない金融機関に対しては、従来どおり、各支店に個別に照会を行うこととなる。

※ 金融機関に対する照会は、申請に対して全件実施することは想定しておらず、サンプル調査や、申請内容に個別に疑義がある場合などに実施することを想定しているものである。

負債を有する場合には、本人からの自己申告とともに、貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面の写しによりその額を確認し、認定した預貯金等の合計額から控除することとする。なお、個人名義であっても、営む業務に係る負債については、ここでの負債には含まない。また、税金や保険料等の滞納額も、ここでの負債には含まない。

## （2）認定証の交付

（1）により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等適宜の方法で交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、今般の制度改正で創設された要件のうちいずれが原因であるのかが認識できるよう、たとえば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

## 第2 随時の判定

第1に掲げる定期的な判定後も、世帯構成の変更、配偶者の状況の変更、預貯金等の額の変動に伴い、補足給付の支給の可否が変わる可能性がある。このため、変更後の状況を踏まえて再判定し、支給の可否が変わる場合には速やかに所要の措置を講じる必要がある。

なお、補足給付は申請に基づいて負担限度額認定を行い支給する仕組みであるため、状況の変更を受けて支給要件を満たすこととなることを見込まれる場合、申請を受けてから要件の確認・判定を行う。

### (1) 変更の事実の把握

#### ① 世帯構成の変更

市町村民税世帯非課税か否かは、世帯構成の変更（転入・転出・転居・死亡等）により変わり得るため、住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握することが必要となる。（現行制度で行われている事務）

#### ② 配偶者の状況の変更

配偶者の死亡・離婚や、新たに婚姻があったことにより、配偶者の課税状況に係る要件の適合状況は変わり得る。この点、配偶者が同一世帯に属している場合には①の確認で対応できるが、同一世帯に属していない場合には保険者の保有する情報では自動的に把握することが困難と考えられる。したがって、本人からの申出等により配偶者の状況の変更が把握できた場合にはそれに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第3参照）で対応することもあり得る。

#### ③ 預貯金等の額の変動

預貯金等の額は日々変動するものであるため、預貯金等の額に係る要件の適合状況は随時変わり得る。この点、保険者が預貯金等の額の変動を自動的に把

握することは困難であるから、本人からの申出等により預貯金等の額の変動が把握できた場合にはそれに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第3参照）で対応することもあり得る。

また、単身者に婚姻があった場合、その時点から配偶者の預貯金等の額を把握して本人の預貯金等の額との合計額が2,000万円以下であるかどうかを確認する必要があるため、配偶者の預貯金等の申告及び預金通帳等の写しの添付が必要となる。

## （2）変更後の適用

現行制度で市町村民税世帯非課税か否かを判断する際には、申請日における世帯状況・申請日における課税状況に基づいて判断し、負担限度額認定は申請日の属する月の初日に遡って適用する運用となっている。これを踏まえ、（1）②及び③に係る変更後の適用も、同様の考え方で運用する。

すなわち、

- ・ 死亡・離婚等により市町村民税課税の配偶者がいなくなったり、預貯金等の費消により2,000万円又は1,000万円以下となったりした場合には、その後の申請を受けて、申請日の状況に基づいて判定し、負担限度額認定は申請日の属する月の初日に遡って適用する。
- ・ 婚姻により課税された配偶者が生じたり、預貯金等の入金により2,000万円又は1,000万円超となったりした場合には、当該事実が生じた日の属する月の翌月から補足給付対象外とする。

例1 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。世帯外に課税されている配偶者がいたが、10月15日に当該配偶者が死亡した場合。

例2 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は1,000万円を超えていたが、10月15日に1,000万円以下となった場合。

⇒ 10月15日以降申請が可能であり、同月内に申請があれば、10月1日から補足給付対象。

例3 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。10月15日に配偶者を得て、当該配偶者は課税されていた場合。

例4 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は1,000万円以下であったが、10月15日に1,000万円超となった場合。

⇒ 10月中は補足給付対象で、11月から補足給付対象外。

## 第3 過誤調整

適切に負担限度額を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより世帯構成の変更の事実の把握が遅れたり、配偶者の状況の変更や預貯金等の額の変動の把握が事後になったりして、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担限度額認定を訂正して適用する必要が生じることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい負担限度額認定となるよう過誤調整を行う。

#### (1) 世帯状況・所得及び資産状況の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って市町村民税世帯非課税と課税の間で変更が生じたり、婚姻や配偶者の死亡・離婚、預貯金等の額の変動が生じたりする場合がある。その際、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことや、同一世帯に属しない配偶者の状況や預貯金等の状況を随時に把握できなかったことなどが原因で、結果として、本来負担限度額認定の見直しを行うべき時期に切り替えができていないケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。すなわち、本来負担限度額認定の対象外であるはずの期間に補足給付を支給している場合は、保険者が本人から差額を徴収する。本来負担限度額認定を受けられる期間に補足給付を支給していない場合は、食費・居住費の基準費用額を超えない金額を支払っている場合には、介護保険法施行規則第83条の8の規定により、保険者がやむを得ないと認める場合には差額を本人に支給する。

#### (2) 所得更正があった場合

所得更正により、世帯員又は配偶者について非課税と課税が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。すなわち、本来負担限度額認定の対象外であるはずの期間に補足給付を支給している場合は保険者が本人から差額を徴収する。本来負担限度額認定を受けられる期間に補足給付を支給していない場合は、食費・居住費の基準費用額を超えない金額を支払っている場合には、介護保険法施行規則第83条の8の規定により、保険者がやむを得ないと認める場合には差額を本人に支給する。

#### (3) 遡及期間

(1) の場合、本来の負担限度額の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる 8 月 1 日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間に生じた差額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 介護保険法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、食費・居住費の支払日の翌日から進行するものとして取り扱う。